

市税延滞金減免事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、千葉市市税条例施行規則（昭和49年千葉市規則第11号。以下「規則」という。）第14条等が定める市税延滞金の減免に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 規則第14条に定める延滞金減免の取扱い

規則第14条第1項により減免する場合の取扱いについては、次によること。

1 規則第14条第1項本文（各号列記以外の部分）関係

納税者又は特別徴収義務者が納期限後にその市税を納付し、又は納入する場合において、次の各号の一に該当するときは、市長が必要と認める者に限り、その者に対し、その者の納付又は納入すべき延滞金額（第2項に規定する延滞金額を除く。）を減免することができる。

- (1) 地方税法は、第326条第3項、第369条第2項等において、「市町村長は、納税者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。」と定めている。この規定は、市町村長が、納期限までに納付できないことについて客観的にやむを得ない事由（納税者の責に帰すことのできない不可抗力的な事由、同じ立場にあればほとんどの人が同じように納付できなかったであろうと認められる事由等）があると認めた場合は、自らの裁量によって延滞金を減免することができる旨を定めており、規則第14条第1項の延滞金減免制度は、地方税法のこれらの規定に基づいて定められたものである。
- (2) 規則第14条第1項に基づく延滞金減免の可否は、基本的には同項各号のいずれかに該当するかどうかで判断されるが、前記地方税法の規定の内容及び趣旨を十分考慮し、仮に形式的に同項各号の一に該当する場合であっても、納期限までに納付できないことについてやむを得ない事由があるとは実質的には認められない場合や、申請者の実際の生活状況（事業状況）やこれまでの納税態度を考慮すると減免を行うことが他の納税者との均衡上問題がある（納税者間の平等原則に違反する）と認められる場合等は、ここに定める「市長が必要と認める者に限り」との要件に該当しないものとして延滞金減免申請を却下することとなる。

2 規則第14条第1項第1号関係

災害又は盗難により損失を受けた場合で、納税することができない事情にあったと認められるとき。

- (1) 「災害」とは、①震災、風水害、火災、がけ崩れ、地すべりその他の自然現象の異変による災害、②火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害、③害虫・害獣等による異常な災害などをいう。
- (2) 「損失」とは、納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者」という。）の前年（申請時を基準

とする。)の所得金額(金額が著しく変動している場合は過去3年間の平均額)の1割以上に相当する金額(保険等により補填される金額を除く。)であって、これにより申請時において納税者の事業及び生活維持を困難とさせていると認められる程度の損失をいう。

(3) 本号によって減免する延滞金額は、災害等を受けたときから申請時までの期間に対応する額とする(損失額を上限とする)。

※ なお、「所得金額」とは、「収入金額」から「必要経費」を除いた金額をいう。

「収入金額」… 前年中の収入及び収入することが確定した金額(売掛金、未収金などを含む。)である。なお、給料等は手取額ではなく税金・保険料等が引かれる前の金額(総支給額)になる。

「必要経費」… 販売商品などの売上原価、修繕費、人件費、水道光熱費などが該当する。所得税・住民税などは必要経費にならない。給与・公的年金等の場合は必要経費が算出できないため、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じて給与所得控除額・公的年金控除額が決められており、この額を収入金額から差し引いた額が所得金額となる。

(4) 申請時に資力が回復している場合であっても、過去のある時点で申請していれば前記(2)により減免を受けられていたと認められるときは、災害等を受けたときから資力が回復したと認められる時点までの期間に対応する額(損失額を上限とする。)を減免する。ただし、この減免は、納付が困難であった時期に納税者が誠実に納付相談や分納に応じてきた場合に限る。

(5) 「盗難」以外の詐欺等の犯罪により損失を受けて納税することができない事情にあったと認められるときは、本号の基準に沿って、後記9の第8号の規定に基づいて減免を行う。

3 規則第14条第1項第2号関係

貧困により公私の扶助を受けているとき。

(1) 「公私の扶助」とは、次の扶助をいう。

ア 生活保護法の規定による扶助

イ 社会事業団等による生活扶助

ウ その他親戚、内縁関係の者、知人等からの私的な扶助(最低生活費による生活を成り立たせている扶助に限る。)

※ 「最低生活費による生活」とは、おおむね国税徴収法施行令第34条で定める給与の差押禁止の基礎となる金額(1月につき10万円+4万5千円×配偶者その他の親族の人数)で営まれる生活をいう

(2) 本号により減免する延滞金額は、全額とする。

4 規則第14条第1項第3号関係

納税者又は特別徴収義務者が死亡し、又は法令その他により身体を拘束された場合で、納税することができない事情にあったと認められるとき。

(1) 「納税することができない事情にあったと認められるとき」とは、次の場合をいう。

ア 納税者が死亡した場合にあつては、相続人が不存在又は行方不明で、かつ、納税を管理する相続財産管理人又は不在者財産管理人もいないとき。

イ 納税者が身体を拘束された場合にあつては、納税者が刑務所や拘置所(以下「刑務所等」という。)に入所し、代わって納税を行う者(以下「代行者」という。)がいないとき。

(2) 本号により減免する延滞金額は、次の金額とする。

ア 納税者が死亡した場合にあっては、次の期間に対応する額

- ① 死亡時から相続財産管理人や不在者財産管理人が選任されたときまでの期間
- ② 死亡時から相続人の存在・所在が明確になったときまでの期間

イ 納税者が刑務所等に身体を拘束された場合にあっては、次の期間に対応する額

- ① 入所期間中に代行者が現れなかったときは、その入所期間
- ② 入所期間中に代行者が現れたときは、入所時から代行者が現れたときまでの期間

5 規則第14条第1項第4号関係

納税者又は特別徴収義務者が解散し、又は破産手続開始の決定を受けたとき。

(1) 法人の場合の本号により減免する延滞金額は、次の金額とする。

ア 解散した法人の積極財産（現金・土地建物・商品・有価証券などのプラスの財産）の価額から滞納市税（本税及び延滞金の合計額をいう。以下同じ。）に優先する他の債権額を控除した金額が滞納市税に満たない場合における、当該満たない金額に相当する額

イ 破産手続が開始された法人の財産に係る配当金額が滞納市税に満たない場合における、当該満たない金額に相当する額

(2) 個人の場合は、収支状況調査の結果、破産手続終了後も依然として今後新規に発生する課税とあわせて本税の納付しかできないと認められるような状況にある場合に限り減免し、この場合の本号により減免する延滞金額は、全額とする。

※ 個人の場合は、法人のように破産手続終了後に解散するものではないため、破産手続で配当を受けられなかった滞納市税は残り続け、また、租税債権は免責決定の対象外であるので免責決定を受けても滞納市税は残り続け（破産法253条第1項）、残った滞納市税は、破産手続によって他の債権が消滅するのでむしろ納付しやすくなるものであることに留意する必要がある。

(3) なお、個人については、破産手続終了後、資力が回復してから、過去に破産して納付が困難であった時期があったことを理由に当該困難であった時期に対応する延滞金の減免申請がなされる場合がある。この場合において、確かに過去のある時点に申請していれば前記(2)により減免を受けられていたと認められるときは、破産手続開始時から資力が回復したと認められる時点までの期間に対応する額に限って減免する。ただし、この減免は、納付困難時期に納税者が誠実に納付相談や分納に応じてきた場合に限る。

6 規則第14条第1項第5号関係

納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

(1) 「事業を廃止し、又は休止したとき」とは、事業の不振、法令の規定等のやむを得ない理由により事業を廃止（転業したのものも含む。）し、又は休止したときをいう。

(2) 本号により減免する延滞金額は、納税者の財産及び収支状況を総合的に勘案して納めることができないと認められる額とする。

(3) いったん休止して回復した場合は、第6号で取り扱う。

7 規則第14条第1項第6号関係

納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

- (1) 「その事業につき著しい損失」とは、購入予定の資材の高騰、在庫商品の価額の下落、取引先等の都合による売買契約解除など事業（定款に定められている事業）そのものにおいて損失発生の原因となる事実（季節変動等による恒常的なものを除く。）が発生し、これによって生じた当該事業に係る現実の損失を指す。したがって、事業そのもの以外の事実を原因とする損失を理由とするものは含まない。

また、その損失額は、法人については前年（申請時を基準とする。）の所得金額、個人については前年の事業所得の金額（これらの金額が著しく変動している場合は過去3年間の平均額）の2分の1を超え、かつ、申請時において、事業の継続を困難にしており、通常の事業経営によって回復するまでに相当な期間を要すると認められる程度のものであることを要する。

- (2) 本号により減免する延滞金額は、損失を受けたときから申請時までの期間に対応する額とする（損失額を上限とする。）。
- (3) 申請時に資力が回復していても、過去のある時点で申請していれば前記（1）により減免を受けていたと認められるときは、損失を受けたときから資力が回復したと認められる時点までの期間に対応する額（損失額を上限とする。）を減免する。ただし、この減免は、納付困難時期に納税者が誠実に納付相談や分納に応じてきた場合に限る。

8 規則第14条第1項第7号関係

納税通知書の送達の実態を全く知ることのできない正当な事由のある場合で、納税通知書の送達先において納税に関する事項を処理すべき者のないとき。

- (1) 本号には、次のような場合が該当する。

ア 納税通知書、更正・決定通知書その他の納税の告知に関する書類（以下「納税通知書等」という。）が公示送達の方法によって送達された場合で、納税の告知を了知できなかったことについて真にやむを得ない事情がある場合

イ 納税通知書等が納税者の住所、居所、事務所又は事業所等に送達された場合で、その直後災害その他の納税者の責に帰し難い理由により納税者等がこれを失い告知があったことを了知できなかった場合

ウ 納税通知書等が返戻されない場合で、上記イに該当する場合のほか、納税者の責に帰し難い理由により納税者が納税の告知を了知できなかった次のようなとき。

（ア）納税者が病気又は負傷により納税管理人を定めることができないまま入院したとき。

（イ）納税者が、納税管理人を定める暇（いとま）のないまま長期間住所等を離れなければならなくなったとき。

- (2) 本号により減免する延滞金額は、了知できなかった納税の告知の納税通知書等に係る課税について、その納期限の翌日から納税の告知があったことを知ることができた日までの期間に対応する額とする。

9 規則第14条第1項第8号関係

前各号に定める場合のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

本号に該当するには、納期限までに本税を納付しなかったことについてやむを得ない理由があり、その理由が前各号に掲げる規定と同等程度のものである必要がある。

例を挙げると、以下のようになる。

- (1) 納税者又は納税者と生計を一にする者が病気にかかり若しくは負傷した場合又は死亡した場合において、医療費の異常な支出があったとき。
 - ア 「医療費の異常な支出」とは、所得金額（金額が著しく変動している場合は過去3年間の平均額）の5%以上に相当する金額（保険等により補填される金額を除く。）の支出であって、これにより申請時において納税者の生活をひっ迫させていると認められる程度のものをいう。
 - イ これにより減免する延滞金額は、前記2の1号該当者に準じて算定した額とする。
- (2) 納税者が貧困のため延滞金を納めることが困難と認められるとき。
 - ア 前記2の2号該当者との均衡を図るため、公私の扶助を受けていない納税者であっても、失職等により生活保護の適用となる程度の生活（最低生活費による生活）を送り、実質的に生活困窮の状況にあるときは、延滞金を減免する。
 - イ これにより減免する延滞金額は、全額とする。
- (3) 納税者が会社更生法又は民事再生法の開始決定を受け、延滞金の減免を行った方が市税徴収上有利と認められるとき。
 - ア 「延滞金の減免を行った方が市税徴収上有利と認められるとき」とは、納税者の更正又は再生のために他の債権者の多くもその債権の軽減又は免除をしている等の状況の中で、延滞金の減免を行った方が新規発生分を含めた今後の市税本税の徴収にむしろ有利になると認められるときをいう。
 - イ これにより減免する延滞金額は、全額とする。
- (4) 死亡者に対して課税された市税につき、相続人等が第三者納付をするとき（なお、この場合の減免申請は、不動産を現に所有している者が行う。）。
 - ア これにより減免する延滞金額は、全額とする。
- (5) 納税者が、決定、更正、賦課決定（以下「賦課決定等」という。）又は滞納処分について不服申立て又は訴訟（以下「訴訟等」という。）を提起して課税額が更正され、又は滞納処分が取り消されたとき。
 - ア これにより減免する延滞金額は、賦課決定等についての訴訟等にあつては不服申立書提出の日からその決定書、裁決書又は判決書に基づく更正通知書が送達された日までの期間に対応する額とし、滞納処分についての訴訟等にあつては不服申立書提出の日からその決定書、裁決書又は判決書が送達された日までの期間に対応する額とする。
- (6) 納税者の相続人がすべて相続放棄又は限定承認したときであつて、相続財産管理人が扱う相続財産の金額が滞納市税（延滞金を含む。）に満たないと認められるとき。
 - ア これにより減免する延滞金額は、当該満たない金額に相当する額とする。
 - イ なお、減免決定は、相続財産管理人に対して行うこととなる。

10 規則第14条第2項関係

納税者が法第321条の2第1項又は法第368条第1項の規定により市民税又は固定資産税（都市計画税を含む。）について、不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、その不足税額に係る条例第16条又は第24条の各納期（条例第5条の規定により納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日からその不足税額の納期限までの期間に対応する延滞金額を減免する。

- (1) 本項は、規則第14条第1項と異なり、必ず減免しなければならないものである。
- (2) 本項は普通徴収に係る個人の市民税又は固定資産税（都市計画税を含む。）についてのみ定めているが、これらの税目以外の市税であっても、例えば、市の指導に基づいて法人市民税の申告納付を行った後に市の指導に誤りがあることが判明して不足額が生じた等の場合は、本項との均衡から、規則第14条第1項第8号に基づいて本項と同様の減免を行うものとする。

11 その他（規則第14条以外の減免制度）→後記第5の表参照

市税延滞金の減免は、後記第5の表のとおり、規則第14条に基づくもの以外にも、「換価の猶予や徴収猶予に伴う延滞金の免除」（同表A1～3）、「全額を徴収することができる差押（充足差押）を行った場合の延滞金の免除」（同表B3）、「災害等により納期を延長した場合の延滞金の免除」（同表C）などのように地方税法の規定を直接の根拠とするものが多数存在することに留意する必要がある。

なお、規則第14条に基づく延滞金の減免は、後記第5の表のE1とE2に該当する。

第3 減免する延滞金額の計算方法

減免する延滞金額は、全額を免除する場合を除いて手処理で計算しなければならないことがあるが、手処理による延滞金の計算は、次の方法によること。

1 延滞金計算方法の基本の確認

延滞金の計算例 <H21.3.1に15,000円の納付があり、H21.4.1~H21.12.25の換価猶予期間があった場合>											
税目・期別	納期限	計算期間等	税額	税額	期間の	期間の	期間	割合	計	100円 未満 切捨後	
				※1,000円 未満切捨後 ①	起算日 前日 A	終期 B	日数 ② B-A	③			$\frac{① \times ③ \times ②}{365}$
H20固定3期	H20.12.25	最初の1ヶ月(H20)	34,300	34,000	H20.12.25	H20.12.31	6	4.7%	26		
		最初の1ヶ月(H21)	34,300	34,000	H20.12.31	H21.1.25	25	4.5%	104		
		H21.3.1納付まで	34,300	34,000	H21.1.25	H21.3.1	35	14.6%	476.0		
		換価の猶予前まで	19,300	19,000	H21.3.1	H21.4.1	31	14.6%	235.6		
		換価猶予期間	19,300	19,000	H21.4.1	H21.12.25	268	4.5%	627		
		H22.3.31納付まで	19,300	19,000	H21.12.25	H22.3.31	96	14.6%	729.6	2198.2	2,100

- (1) 税額が2,000円未満の場合には延滞金がかからない。
- (2) 税額の1,000円未満は切り捨てる。
- (3) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、7.3%（平成12年以降は特例基準割合）、その後の期間は14.6%で計算する。

なお、「納期限の翌日から1か月を経過する日」は、次のとおりである。

ア 月の初日を起算日とするときはその月の末日

<例>納期限 4/30

起算日 5/1

納期限の翌日から1か月を経過する日 5/31

イ 月の初日を起算日とするのではないときは起算日の応答日の前日

<例>納期限 12/25

起算日 12/26

納期限の翌日から1か月を経過する日 1/25

<例>納期限 3/1

起算日 3/2

納期限の翌日から1か月を経過する日 4/1

※ なお、「経過する日」と「経過した日」は異なることに留意する必要がある。例えば、4/1を起算日として10日を経過する日は4/10だが、10日を経過した日は4/11になる。

- (4) 日割り計算の分母は365日。閏年でも365日である。
- (5) 最初の1か月、一部納付、徴収猶予など、何らかのきっかけがあるごとに延滞金を計算する。その際、特例基準割合で計算した場合は、1円未満を切り捨てる。
- (6) 徴収猶予（災害・病気等）又は処分停止期間は延滞金が全額免除、徴収猶予（事業の廃止等）又は換価猶予の期間は延滞金が半額（平成12年以降は特例基準割合）となる。
- (7) 計算された延滞金が1,000円未満のときは全額切り捨てる。
- (8) 計算された延滞金の100円未満は切り捨てる。

2 期間に対応する延滞金を減免する場合の計算方法

(1) 税額明細書で、確定延滞金・予定延滞金を確認する。

年度	税 目 納 期 限	期 別	期別税額 延滞金額	収納額 延滞金収納額	本税未納額 延滞金未納額	本税の納付日と納付額
H20	固定資産税・都市計画税 平成20年 4月30日	1	47,900 4,700	47,900 0	0 4,700	H21.1.27 全額
	固定資産税・都市計画税 平成20年 7月31日	2	45,000 2,800	45,000 0	0 2,800	H21.1.27 全額
	固定資産税・都市計画税 平成20年12月25日	3	45,000	45,000	0	H21.1.27 全額

(2) 前記1に基づき正しい延滞金を計算し、差額を算出する。下記は、平成20年9月26日に差押を行い、平成21年1月27日に本税全額の納付がなされた事案について、地方税法第15条の9第4項の規定（滞納市税を全額徴収できる差押を行った場合に差押期間に対応する延滞金の一部を免除する規定→後記第5の表B3）に基づいた免除を認める例である。

年度	税 目 納 期 限	期 別	税額明細書 の延滞金額	正しい 延滞金額	差額
H20	固定資産税・都市計画税 平成20年 4月30日	1	4,700	3,100	1,600
	固定資産税・都市計画税 平成20年 7月31日	2	2,800	1,300	1,500

(3) 実際に減免する延滞金額を計算する（「実際に減免する延滞金」は、「減免となり得る延滞金★」のうち「延滞金未納額※」を上限としたものとなる）。

税目・期別	納期限	延滞金 未納額 ※	(2)で計算した差額 ＝減免となり得る 延滞金★	実際に 減免する延滞金 (※を上限とする)	延滞金 残額
H20固定1	H20.4.30	4,700	1,600	1,600	3,100
H20固定2	H20.7.31	2,800	1,500	1,500	1,300
合計		7,500	3,100	3,100	4,400

(4) 以下の点に留意する。

ア 税額明細書に記載される延滞金額及び正しい延滞金額はともに100円未満を切り捨てた額であるため、差額は常に100円単位となる。そのため、延滞金に一部納付がない限り、減免額は100円単位となる。

イ 本税額に、減免の対象となる期間（前記(2)の例では平成20年9月26日から平成21年1月27日の期間）の日数及び減免割合（前記(2)の例では $14.6\% - 4.7\% = 9.9\%$ ）を乗じて減免金額を算出し、税額明細書の延滞金額からその金額を免除するのは誤りである。なぜなら、減免は計算過程の中で行うべきものだからである。

3 減免対象期別が著しく多い場合のオンライン入力方法

○ 期間に対応する延滞金の全部又は一部を減免する場合、減免のオンライン入力は、期別ごとに行う。この場合、オンラインでは、1期別ごとに1件の減免を行ったとカウントされる（したがって1期別ごとに1件の調書が打ち出され、減免の履歴も1期別に対する減免が1件として残る）。

しかしながら、減免対象期別が著しく多い場合（おおむね80件以上となる場合）は、便宜的に、1通知書ごとに減免のオンライン入力を行うこととする（80件を超えると減免の履歴をオンラインで見ることができなくなってしまうため）。

第4 減免の事務手続

1 規則第14条第3項関係

前2項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、市税を納付し、又は納入する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納付又は納入すべき市税の年度、税目、納期限及び金額
- (2) 減免を受けようとする事由
- (3) その他市長が必要と認める事項

(1) 減免申請書の提出時期

ア 減免申請書の提出時期を「市税（本税）を納付し、又は納入する日まで」と定めたのは、「とりあえず本税だけ納付する」という考え方は誤りであり、延滞金はあくまでも本税と一緒に一括で納付すべきものであるとの立場に立って、納税者に対し、延滞金減免を望むのであればその申請も本税納付までに行う必要があるという強い姿勢を示すためにこのように規定したものである。

イ なお、本項は、本税納付後（延滞金確定後）の減免申請を妨げるものではない。

(2) 申請事実及び減免要件の調査

減免申請書提出後、当該申請書及び添付資料に基づき、申請事実及び減免要件を調査する。

2 減免決定の決裁区分

減免決定に係る決裁区分は、後記第5のとおりとする。

3 留意事項

- (1) 既に納付された延滞金の減免は、徴税吏員の誤った指導（積極的に「減免申請はできない」と告げるなど）に基づいて、本来であれば減免されていた延滞金を無理して納付してしまった場合等を除き、行わない。
- (2) 減免申請を認めない場合は、「延滞金減免決定（却下）通知書」にその理由を具体的に記載するとともに、教示文を添付する。

第5 延滞金の免除に関する決裁区分

延滞金の免除（規則第14条以外を根拠とするものも含む。）の決裁区分は、次によること。

区 分			延滞金免除の対象期間	免除する延滞金の額				決裁区分	
				当然免除しなければならない		裁量で免除できる		区長 部長	課長
				本来の規定	附則3条の2②	本来の規定	附則3条の2②		
A1 徴収猶予	災害等による徴収の猶予	15条①一 災害・盗難 15条①二 病気・負傷 15条①五 上記2つに類する場合	猶予した期間 (15条の9①)	全額 (15条の9①)				徴収猶予・換価の猶予・処分停止の決裁による。	
	事業の廃止等による徴収の猶予	15条①三 事業廃止 15条①四 事業失敗 15条①五 上記2つに類する場合 15条② 賦課決定遅延	猶予した期間のうち14.6%で計算される期間 (15条の9①)	1/2免除 (15条の9①)	特例基準割合分だけ払えばよい				
A2 換価猶予	15条の5① 換価の猶予								
A3 処分停止	15条の7① 処分停止		停止期間(15条の9①)	全額(15条の9①)					
B1 徴収換価猶予＋貧困等	15条の9② 徴収猶予又は換価猶予をした者の生活が非常に困難である等の場合		猶予した期間			納付困難と認められる額		○	
B2 更正の請求＋徴収猶予	15条の9③ 更正の請求があった場合に相当の理由があって徴収猶予をしたとき		猶予した期間のうち14.6%で計算される期間	1/2免除	特例基準割合分だけ払えばよい			徴収猶予の決裁による。	
B3 差押え又は担保の提供	15条の9④ 全額徴収できるだけの差押え又は担保の提供があったとき		猶予した期間のうち14.6%で計算される期間			1/2免除	特例基準割合分だけ払えばよい	○	
C 災害等による納期延長	20条の9の5① 条例5条に基づいて災害等による納期の延長(20条の5の2)を行ったとき		延長した期間	全額				○	
D1 金融機関への有価証券の取立て・納付の再委託	20条の9の5② 市が滞納者から委託された有価証券の取立てと納付を金融機関に再委託したとき		金融機関が取立てをすべき日の翌日から市への納付日まで			全額		○	
D2 納税貯蓄組合の金融機関への納付の委託	20条の9の5② 納税貯蓄組合が納付を金融機関に委託したとき		金融機関への委託日の翌日から市への納付日まで			全額		○	
D3 交付要求の配当金充当	20条の9の5③が定める施行令第6条の20の3 交付要求を行って配当を受けたとき		交付要求を受けた裁判所等が金銭を受領した日の翌日から市が充当する日			全額		○	
E1 貧困等・事業廃止など	地方税法第326条③、369条②等を根拠として市長が定めた千葉市市税条例施行規則第14条① 納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合		市長が認める期間			市長が認める額		基準が明確でない。 基準が明確である。	
E2 不足税額の追徴	地方税法第321条の2④及び368条③を根拠として市長が定めた千葉市市税条例施行規則第14条② 不足税額を追徴された場合にやむを得ない事由があるとき		本来の納期の翌日から不足税額の納期まで	全額				○	

※ 決裁区分は、「千葉市決裁規程別表第1、2財務に関する事項」の「(5)減免基準の明確でない歳入の減免 区長(局長又は部長)」と「(6)減免基準の明確な歳入の減免 課長」のどちらに該当するかで決まる。

※ D3に関連して、公売による換価代金や銀行等から取り立てた金銭を滞納市税に充当する場合に、延滞金の計算終期をその換価代金の受領日とする(そのために充当日を換価代金の受領日や取立日に変更する)のは、延滞金の免除の規定によるものではなく、「取立て又は換価代金受領のときに徴収したものとみなす」とする国税徴収法の規定(67条③、116条②等)によるものである。

※ 「裁量で免除できる」とあるのは、免除事由に該当するかどうかを判断してする免除であるという趣旨であり、自由裁量を認める趣旨ではない。免除事由に該当すると判断された場合には、免除をすべきものである。

第6 現滞納オンラインシステムが正しく計算できない延滞金部分の対応

- 1 下記(1)の延滞金については、滞納オンラインシステムで自動計算されるべきである免除額が正しく計算されない。

このため、この部分については、下記(2)のとおり手処理で対応する必要がある。

(1) 現滞納オンラインシステムで正しく計算されていない部分

区 分			延滞金免除の対象期間	免除する延滞金の額			
				当然免除しなければならない	本来の規定 附則3条の2②		
A 徴収猶予	災害等による徴収の猶予	15条①一 災害・盗難	猶予した期間 (15条の9①)	全額 (15条の9①)		→	いずれも、猶予した期間又は停止した期間に対応する延滞金の全額が免除されるべきであるが、滞納オンラインシステムの計算では1/2しか免除されていない。
		15条①二 病気・負傷					
		15条①五 上記2つに類する場合					
A2 処分停止	15条の7① 処分停止		停止期間(15条の9①)	全額(15条の9①)		→	

(2) 前記(1)の部分への対応

前記第2により正しい免除額を手計算で計算し、課長決裁を経た後、滞納オンラインシステムの計算で免除されていない分の延滞金の免除を職権で同オンラインシステムに入力する。

- 2 繰上徴収を行った場合、延滞金は、繰り上げられた納期限からではなく、本来の納期限（繰り上げ前の納期限）の翌日から計算される。

ところが、滞納オンラインシステムは、繰上徴収を行った場合は、繰り上げられた納期限の翌日から延滞金を計算してしまっている。

繰り上げられた納期限の翌日から本来の納期限までの期間に対応する延滞金は、納期限前の延滞金であって、本来発生し得ない延滞金であるため、課長決裁を経た後、職権で、この部分の延滞金の免除を同オンラインシステムに入力する。

- 3 前記第5の「D3 交付要求の配当金充当」により、本税の一部が納付された場合、滞納オンラインシステムでは延滞金確定前に延滞金の免除を行うことはできない。そのため、一部納付となった期別については、収納オンラインシステムの納付日を代金納付日（交付要求を受けた裁判所等が金銭を受領した日）に修正し、該当する期間の延滞金を免除する。また、その旨を滞納オンラインシステムの交渉経過等に記録しておく。

※ 交付要求の配当金を歳入歳出外現金から払い出して滞納市税に充当する際に、市税納付書の領収日付印欄に指定する日付を記入することで、納税管理課収納係で納付日を指定した日に修正する。

なお、配当金充当により、本税完納となった期別は、正しい免除額を手計算で計算し、課長決裁を経た後、延滞金の免除を職権で同オンラインシステムに入力する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。